

資料 87-1

特定信書便事業の許可について

(諮問第1241号)

(公印・契印省略)

諮問第1241号  
令和5年11月29日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 相田 仁 殿

総務大臣 鈴木 淳司

### 諮問書

中央車輛輸送株式会社（代表取締役 石川 伸一）ほか9者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定に基づき、特定信書便事業の許可の申請があった。申請の概要は、別紙1のとおりである。

当該許可の申請について審査した結果は別紙2のとおりであり、いずれも同法第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第34条において準用する同法第8条各号に掲げる者に該当しないと認められる。

よって、同法第29条の許可をすることとしたい。

上記について、同法第38条第2号の規定に基づき諮問する。

# 特定信書便事業の許可申請の概要

令和5年11月29日  
総務省

## ○ 事業の許可申請

### (1) 申請者及び提供サービスの概要

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供 サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
1 中央車輛輸送(株) (東京都港区)	3,000万円	貨物運送業 (14億5,859万円)	○			【1号役務】 東京都(離島を除く。)、神 奈川県及び山梨県	【1号役務】 グループ会社の東京都、神奈川県及び山梨 県の各支社を巡回する役務を見込んでいる。	令和6年 4月1日
2 東都配送(株) (東京都港区)	1,000万円	貨物運送業 (7億1,765万円)	○			【1号役務】 東京都(離島を除く。)、埼 玉県、神奈川県及び千葉 県	【1号役務】 地方公共団体の各施設を巡回する役務を 見込んでいる。	令和5年 12月1日
3 豊浜運輸(株) (神奈川県横浜市)	1,000万円	貨物運送業 (7億5,911万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 神奈川県	【1号役務】 自動車販売会社の本部と支店や提携ディー ラー等を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 上記1号役務の巡回コースとは別に個別の 信書便物の送達を見込んでいる。	令和6年 4月1日
4 KA商事 (山梨県南アルプス市)	945万円	貨物運送業 (4,221万円)	○			【1号役務】 山梨県	【1号役務】 顧客の当社及び各支社を巡回する役務を 見込んでいる。	令和5年 12月1日
5 (有)寿昇運 (長野県松本市)	3,000万円	貨物運送業 (5億 363万円)	○		○	【1号役務】 長野県、岐阜県  【3号役務】 長野県松本市、塩尻市及 び安曇野市	【1号役務】 食品会社やスーパーマーケット本部を巡回 する役務と図書館を巡回する役務を見込ん でいる。 【3号役務】 顧客(食品会社、スーパーマーケット)から 差し出される契約書や請求書などの信書 便物の送達を見込んでいる。	令和6年 4月1日

※注1: 直近の決算年度における額を記載。

※注2: 直近の決算年度における額を記載。

※注3: 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供 サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日	
			1 号	2 号	3 号				
6	富山県陸運(株) (富山県富山市)	1,300万円	貨物運送業 (3億9,280万円)	○		○	【1号役務】 自動車部品メーカー及び自動車ディーラー (販売店、整備工場)を巡回する役務を見込 んでいる。 【3号役務】 建材メーカー及び同販売店などから差し出さ れる契約書、納品書、請求書等確実な送達 が求められる信書便物の送達を見込んでい る。	令和6年 4月1日	
7	(株)RALLY (愛知県名古屋)	10万円	貨物運送業 (2億3,941万円)	○		○	【1号役務】 地方公共団体及び警察署を巡回する役務を 見込んでいる。 【3号役務】 顧客や地方公共団体から差し出される契約 書や請求書等確実な送達が求められる信書 便物の送達を見込んでいる。	令和5年 12月1日	
8	(株)ホンダパーツ関西 (大阪府東大阪市)	2億3,000万円	自動車部分品・附属品 卸売業 (57億3,020万円)	○			【1号役務】 大阪府、兵庫県、京都府、 奈良県、和歌山県	【1号役務】 自動車ディーラーの営業所間の信書便を送 達する役務を見込んでいる。	令和6年 3月1日
9	久留米運送(株) (福岡県久留米市)	10億円	貨物運送業 (450億9,907万円)	○			【1号役務】 福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県 及び鹿児島県(いずれも離 島を除く。)	【1号役務】 顧客の物流センターと営業所等を巡回する役 務を見込んでいる。	令和6年 4月1日
10	(株)八木運送 (熊本県熊本市)	2,700万円	貨物運送業 (8億2,348万円)	○			【1号役務】 熊本県	【1号役務】 地方公共団体の文書通送業務を見込んでい る。	令和6年 4月1日

※注1: 直近の決算年度における額を記載。

※注2: 直近の決算年度における額を記載。

※注3: 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

## (2) 引受け及び配達の方法

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
1	中央車輛輸送(株)			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
2	東都配送(株)			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
3	豊浜運輸(株)		3号	1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
4	KA商事			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
5	(有)寿昇運	3号	3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
6	富山県陸運(株)			1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
7	(株)RALLY	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
8	(株)ホンダパーツ関西	1号	1号	1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
9	久留米運送(株)	1号	1号	1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
10	(株)八木運送			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達

### (3) 信書便事業収支見積(委員限り)

#### その1 収入の部

申請者名(注1)		利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間)
1	中央車輛輸送(株)			
2	東都配送(株)			
3	<u>豊浜運輸(株)</u>			
4	<u>KA商事</u>			
5	(有)寿昇運			

注1: 下線を付した者は消費税込み、下線の無いものは消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上。以下、同じ。

申請者名(注1)		利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間)
6	富山県陸運(株)			
7	(株)RALLY			
8	(株)ホンダパーツ関西			
9	久留米運送(株)			
10	(株)八木運送			



(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

申請者名	年度	信書便事業収入	信書便事業支出				信書便事業営業利益(注1)	当期純利益(税引前利益)(注2)
			合計	人件費	経費	減価償却費		
1 中央車輛輸送(株)	初(12ヶ月)							
	翌							
2 東都配送(株)	初(4ヶ月)							
	翌							
3 豊浜運輸(株)	初(12ヶ月)							
	翌							
4 KA商事	初(1ヶ月)							
	翌							
5 (有)寿昇運	初(12ヶ月)							
	翌							

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

(単位:万円)

申請者名	年度	信書便 事業 収入	信書便事業支出					信書便事業 営業利益 (注1)	当期 純利益 (税引前利益) (注2)
			合計	人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委 託費等)		
6	富山県陸運(株)								
7	(株)RALLY								
8	(株)ホンダパーツ関西								
9	久留米運送(株)								
10	(株)八木運送								

注1:信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

注2:当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

## (4) 資金計画 (委員限り)

申請者名		純資産の額(注1)	事業開始に要する資金(注2)	資金の調達方法
1	中央車輛輸送(株)			
2	東都配送(株)			
3	豊浜運輸(株)			
4	KA商事			
5	(有)寿昇運			
6	富山県陸運(株)			
7	(株)RALLY			
8	(株)ホンダパーツ関西			
9	久留米運送(株)			
10	(株)八木運送			

注1:純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2:事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、地代家賃の1か年分等の合計額。

## 特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

中央車輛輸送株式会社ほか 9 者からの特定信書便事業の許可申請について審査した結果の概要は、以下のとおりである。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第 34 条において準用する法第 8 条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

### 1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第 31 条第 1 号）

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡す方法や受取人の郵便受箱又はメール室へ配達する方法により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適

### 2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

（法第 31 条第 2 号）

項目	審査概要		適否
事業収支 見積り	対象年度	事業開始の初年度及び翌年度を対象としている。	適
	算出方法	信書便事業収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査の結果を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額等を、その他の収入は、前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。	適
役務内容が 法に適合して いること。	申請のあった役務内容は、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。		適

3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(法第 31 条第 3 号)

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適切かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。	適
行政庁の許可等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適

4 欠格事由に該当しないこと。

(法第 34 条において準用する法第 8 条)

いずれの申請者とも該当なし